

大阪府包括外部監査人選定規程

平成13年 1月 9日制定
平成19年11月20日変更
平成22年11月10日変更
平成28年10月31日変更
平成29年11月13日変更
令和 3年 1月14日変更
令和 5年 4月 1日変更

(趣旨)

第1条 大阪府の包括外部監査人の選定については、地方自治法（以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、この規程による。

(基本原則)

第2条 大阪府は、大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39条）に基づき設置された大阪府包括外部監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において当該包括外部監査人の候補者（以下「候補者」という。）として選定された者について、あらかじめ大阪府監査委員の意見を聴くとともに大阪府議会の議決を経た上で、包括外部監査契約を締結する。

(包括外部監査人の要件)

第3条 大阪府の包括外部監査人については、次の各号のいずれにも該当する者のうちから選定する。

(1) 大阪府等の普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者

(2) 法第252条の28第1項第1号又は第2号に該当する者

(3) 大阪府域において居住する者又は事業を営む者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、包括外部監査人として選定しない。

(1) 法第252条の28第3項各号のいずれかに該当する者又は該当するおそれのある者

(2) 包括外部監査契約締結時において、大阪府の執行機関である委員会若しくは委員の非常勤の構成員である者又は附属機関の構成員である者

(3) 父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹が法第252条の28第3項第8号から第10号までのいずれかに該当する者

(候補者の選定方法等)

第4条 大阪府は、原則として、候補者を公募の方法により選定する。

2 前項の規定にかかわらず、現に包括外部監査契約を締結している者との契約が連続して2回以内である場合、選定委員会において、現に包括外部監査契約を締結している者と次年度も包括外部監査契約を締結することが妥当であると判断されたときは、この者を候補者として選定することができる。

3 候補者の選定の基準（公募要項等を含む。）は、選定委員会において策定する。